

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準

財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準（平成
16年4月1日制定）の全部改正（平成23年1月31日制定）
改正 平成25年 3月27日 平成27年 3月24日
平成29年 5月31日
題名・・・改正 平成25年 3月27日

（趣旨）

第1条 この基準は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第22条第3項の規定に基づき、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定）第2条に規定する工事等の指名競争入札に参加させようとする者（以下「被指名者」という。）の選定について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るものとする。

（選定の方法）

第2条 工事に係る被指名者の選定に当たっては、別表の等級別標準請負金額一覧表により、当該年度の競争入札等参加資格者（以下「参加資格者」という。）のうち、当該工事の設計金額に相応する等級のものの中から選定しなければならない。

2 特殊な専門的技術を必要とする工事に係る被指名者の選定については、前項の規定により選定した被指名者が少数である場合は、等級にかかわらず被指名者を選定することができる。

3 次の各号に該当する工事に係る被指名者を選定する場合は、第1項の規定にかかわらず、上位等級のものを選定することができる。

- (1) 急傾斜地や軟弱地盤等の難施工個所で行う工事等、高度な技術を必要とする工事
- (2) 長期にわたり夜間作業を行う等、施工に際し、著しい制約を受ける工事
- (3) その他理事長が特に必要と認める工事

4 施工が容易な工事に係る被指名者を選定する場合は、第1項に規定にかかわらず、直近下位等級のもののうち、工事成績、施工技術等が優秀で契約の履行が確実と認められるものを選定することができる。

（指名できない者）

第3条 工事等に係る被指名者の選定に当たっては、次の各号に掲げる者は指名することができない。

(1) 不誠実な行為の有無

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中である者

イ 指名停止要領別表各号には該当しないが、工事施工中等に指名することが不適切と判断される行為があったと認定された日から1カ月を経過しない者。

認定された日とは、当該工事等の担当部長からの報告を受け、総務部長が一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領（昭和52年11月

18日制定)別表の指名競争入札等参加資格者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮り、出席者全員の同意を得た日とする。

ただし、対象は当該工事等の工種及び業種に限定したものとする。

ウ 公社が発注した工事等に係る契約に関し、契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められる者。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。

オ その他、法令に違反している等、契約の相手方として不適当であると認められる者。

(2) 経営状況

ア 6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を発行した者。

イ 会社更生法又は民事再生法の再生手続開始の申出がなされている者で、手続開始決定後、札幌市の取扱業種・工種の再認定を受けていない者。

ウ 前ア、イのほか、経営状態が著しく不健全であると明らかに認められる者。

(3) 工事等の成績

公社発注の工事等の成績が不良の場合、当該工事等の受渡完了後1カ月を経過するまでの者。

(4) 技術者の状況

施行上必要な資格を有する技術職員を配置できないと明らかに認められる者。

(5) 安全管理の状況

公社発注工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。

(6) 労働福祉の状況

賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。

(選定の基準)

第4条 被指名者の選定に当たっては、発注工事等の難易度、技術的特性等を客観的に評価したうえで有資格者の施行能力等に応じた実質的な指名機会の均等を確保し、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

(1) 工事等の成績

成績等が優良であること。

(2) 手持ち工事等の状況

工事等の手持ち状況からみて、当該工事等を施行等する能力があること。

(3) 技術者の状況

発注予定工事等の種別に応じて、当該工事等を施行等するに足りる有資格技術職員が確保できること。

(4) 技術的適正

ア 当該工事等と同種の工事等について相当の施行等実績があること。

イ 当該工事等の施行等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事等の施行実績があること。

ウ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施工等実績があること。

(5) 安全管理の状況

公社発注工事等について過去2年間に死亡者及び負傷者の発生がないこと等、安全管理の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

(6) 経営・信用状況

ア 過去に不渡手形又は不渡小切手を発行していない場合は十分尊重すること。

イ 過去2年間に指名停止要領に基づく指名停止を受けていない場合は十分尊重すること。

(新規業者の選定)

第5条 指名競争入札に参加する者の選定にあたり、競争性を促進する観点から、次の各号に掲げる事項を全て満たす者は、契約の適正な履行を確実に図ることができる範囲内において、新規業者として選定することができる。

(1) 第3条各号に該当していないこと。

(2) 当年度、前年度及び前々年度に、公社から指名及び受注の実績が無いこと。

(被指名者の数)

第6条 指名をする被指名者の数は、設計金額の区分に応じてそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 500万円未満 4以上

(2) 500万円以上 1, 500万円未満 5以上

(3) 1, 500万円以上 3, 000万円未満 6以上

(4) 3, 000万円以上 7以上

(被指名候補者の選定)

第7条 被指名候補者の選定は、工事担当課において行うものとする。

(被指名者の決定)

第8条 被指名者の最終決定は、選定委員会において行うものとする。

(事務処理の特例)

第9条 この基準により難しい場合は、理事長が定めるものとする。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は平成23年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準(以下「改正後の基準」という。)第2条第1項の規定に基づく参加資格者の選定にあたっては、改正前の財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の基準の施行の日から平成23年3月31日

までの間は、当該相当する規定により参加資格者を選定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成29年 6月 1日から施行する。

別 表

等級別標準請負金額一覽表

工 種 等 級	土 木	建 築	電 気	管
A		8,000 万円 以上	600 万円 以上	300 万円 以上
B	7,000 万円 未満 200 万円 以上	15,000 万円 未満 300 万円 以上	1,200 万円 未満 300 万円 以上	800 万円 未満
C	400 万円 未満	500 万円 未満	600 万円 未満	